

令和6年度
公共工事に係る判断の基準等

1 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表 1 に示す資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。 【配慮事項】 資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------	--

注）義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

表 1 資材、建設機械、工法及び目的物の品目

分類	品目名		品目ごとの判断の基準
	(品目分類)	(品目名)	
資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表 2
		土工用水砕スラグ	
		鋼スラグを用いたケーソン中詰め材	
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
		フェロニッケルスラグ骨材	
		銅スラグ骨材	
		電気炉酸化スラグ骨材	
	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		中温化アスファルト混合物	
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
		再生骨材等	
	小径丸太材	間伐材	
	混合セメント	高炉セメント	
		フライアッシュセメント	
	セメント	エコセメント	
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
	塗料	下塗用塗料（重防食）	
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
		高日射反射率塗料	
	防水	高日射反射率防水	
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
	園芸資材	バークたい肥	
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
	道路照明	LED 道路照明	
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
	タイル	セラミックタイル	
	建具	断熱サッシ・ドア	
	製材等	製材	

		集成材	
		合板	
		単板積層材	
		直交集成板	
	フローリング	フローリング	
	再生木質ボード	パーティクルボード	
		繊維板	
		木質系セメント板	
	木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	
	ビニル系床材	ビニル系床材	
	断熱材	断熱材	
	照明機器	照明制御システム	
	変圧器	変圧器	
	空調用機器	吸収冷温水機	
		氷蓄熱式空調機器	
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
		送風機	
		ポンプ	
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
	衛生器具	自動水栓	
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
		大便器	
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
		合板型枠	
建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表 3
		低騒音型建設機械	
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
	舗装（表層）	路上表層再生工法	
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
目的物	舗装	排水性舗装	表 5
		透水性舗装	
	屋上緑化	屋上緑化	

表2 資材
【盛土材等】

品目名	判断の基準等
建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ① 建設汚泥から再生された処理土であること。 ② 重金属等有害物質の含有及び溶出については、「広島市再生資材使用指針」に基づく土壌の汚染に係る環境基準等を満たすこと。
土工用水砕スラグ	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。 【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
銅スラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。

【地盤改良材】

品目名	判断の基準等
地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】 サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。 【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

【コンクリート用スラグ骨材】

品目名	判断の基準等
高炉スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。
銅スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

- （備考） 1 「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。
 2 「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材

- ー第2部：フェロニッケルスラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。
- 3 「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材ー第3部：銅スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。
- 4 「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材ー第4部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

【アスファルト混合物】

品目名	判断の基準等
再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
中温化アスファルト混合物	【判断の基準】 加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を 30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。

- （備考） 1 「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。
- 2 「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

【路盤材】

品目名	判断の基準等
鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
再生骨材等	【判断の基準】 「広島市再生砕石の承認基準」に基づく承認を受けたものであること。

- （備考） 「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

【小径丸太材】

品目名	判断の基準等
間伐材	【判断の基準】 ① 間伐材（林地残材・小径木等の再生資源を含む。）であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ② 林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

- （備考） 間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 18 日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

【混合セメント】

品目名	判断の基準等
高炉セメント	【判断の基準】 高炉セメントであって、原料に 30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
フライアッシュセメント	【判断の基準】 フライアッシュセメントであって、原料に 10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。

(備考) 1 「高炉セメント」については、JIS R 5211 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

2 「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

【セメント】

品目名	判断の基準等
エコセメント	【判断の基準】 都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品 1 トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで 500kg 以上使用されていること。

(備考) 1 「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

2 「エコセメント」については、JIS R 5214 に適合する資材は、本基準を満たす。

【コンクリート及びコンクリート製品】

品目名	判断の基準等
透水性コンクリート	【判断の基準】 透水係数 1×10^{-2} cm/sec 以上であること。

(備考) 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書 B 舗装・境界ブロック類推奨仕様 B-1 平板) で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

【鉄鋼スラグ水和固化体】

【鉄鋼スラグ示和固化体】

品目名	判断の基準等			
鉄鋼スラグブロック	【判断の基準】 骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で 50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 別表 <table><tr><th>種 類</th></tr><tr><td>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）</td></tr><tr><td>電気炉酸化スラグ</td></tr></table> 【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	種 類	転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）	電気炉酸化スラグ
種 類				
転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）				
電気炉酸化スラグ				

【吹付けコンクリート】

品目名	判断の基準等
フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 吹付けコンクリートであって、1m ³ 当たり 100kg 以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。

【塗料】

品目名	判断の基準等
下塗用塗料（重防食）	【判断の基準】 鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。
高日射反射率塗料	【判断の基準】 ① 近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ② 近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。

- （備考） 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
- 2 近赤外波長域日射反射率は、明度 L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675 による。
- 3 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675 に適合する資材は、本基準を満たす。

表 近赤外波長域日射反射率

明度 L*値	近赤外波長日射反射率（%）
40.0 以下	40.0
40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値
80.0 以上	80.0

【防水】

品目名	判断の基準等
高日射反射率防水	【判断の基準】 近赤外域における日射反射率が 50.0%以上であること。

- （備考） 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
- 2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準ずる。

【舗装材】

品目名	判断の基準等										
再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	【判断の基準】 ① 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。 ② 再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③ 再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉碎したものにおいて、「広島市再生資材使用指針」に基づく土壌の汚染に係る環境基準等を満たすこと。 【配慮事項】 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。 別表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土、無機珪砂（キラ）、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、建材廃材、廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。）、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑</td><td>前処理方法によらず対象</td></tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td><td>熔融スラグ化</td></tr> <tr> <td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td></tr> <tr> <td>上水道汚泥、湖沼等の汚泥</td><td>前処理方法によらず対象</td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土、無機珪砂（キラ）、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、建材廃材、廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。）、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑	前処理方法によらず対象	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥、湖沼等の汚泥	前処理方法によらず対象
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法										
採石及び窯業廃土、無機珪砂（キラ）、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、建材廃材、廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。）、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑	前処理方法によらず対象										
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化										
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化										
上水道汚泥、湖沼等の汚泥	前処理方法によらず対象										
再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	【判断の基準】 ① 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）を用いたものであること。 ② 再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比 15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③ 再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、「広島市再生資材使用指針」に基づく土壌の汚染に係る環境基準等を満たすこと。 別表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市ごみ焼却灰、下水道汚泥</td><td>熔融スラグ化</td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰、下水道汚泥	熔融スラグ化						
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法										
都市ごみ焼却灰、下水道汚泥	熔融スラグ化										

（備考） 判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化したコンクリート用熔融スラグ骨材）に定める基準による。

【園芸資材】

品目名	判断の基準等																		
バークたい肥	【判断の基準】 以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比 50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 <table> <tr> <td>① 有機物の含有率(乾物)</td><td>70%以上</td></tr> <tr> <td>② 炭素窒素比 [C/N 比]</td><td>35 以下</td></tr> <tr> <td>③ 陽イオン交換容量[CEC](乾物)</td><td>70meq/100g 以上</td></tr> <tr> <td>④ pH</td><td>5.5～7.5</td></tr> <tr> <td>⑤ 水分</td><td>55～65%</td></tr> <tr> <td>⑥ 幼植物試験の結果</td><td>生育阻害その他異常が認められない</td></tr> <tr> <td>⑦ 窒素全量 [N] (現物)</td><td>0.5%以上</td></tr> <tr> <td>⑧ リン酸全量 [P₂O₅] (現物)</td><td>0.2%以上</td></tr> <tr> <td>⑨ 加里全量 [K₂O] (現物)</td><td>0.1%以上</td></tr> </table>	① 有機物の含有率(乾物)	70%以上	② 炭素窒素比 [C/N 比]	35 以下	③ 陽イオン交換容量[CEC](乾物)	70meq/100g 以上	④ pH	5.5～7.5	⑤ 水分	55～65%	⑥ 幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない	⑦ 窒素全量 [N] (現物)	0.5%以上	⑧ リン酸全量 [P ₂ O ₅] (現物)	0.2%以上	⑨ 加里全量 [K ₂ O] (現物)	0.1%以上
① 有機物の含有率(乾物)	70%以上																		
② 炭素窒素比 [C/N 比]	35 以下																		
③ 陽イオン交換容量[CEC](乾物)	70meq/100g 以上																		
④ pH	5.5～7.5																		
⑤ 水分	55～65%																		
⑥ 幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない																		
⑦ 窒素全量 [N] (現物)	0.5%以上																		
⑧ リン酸全量 [P ₂ O ₅] (現物)	0.2%以上																		
⑨ 加里全量 [K ₂ O] (現物)	0.1%以上																		
下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	【判断の基準】 以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 <table> <tr> <td>① 有機物の含有率（乾物）</td><td>35%以上</td></tr> <tr> <td>② 炭素窒素比 [C/N比]</td><td>20以下</td></tr> <tr> <td>③ pH</td><td>8.5以下</td></tr> <tr> <td>④ 水分</td><td>50%以下</td></tr> <tr> <td>⑤ 窒素全量 [N] （現物）</td><td>0.8%以上</td></tr> <tr> <td>⑥ リン酸全量 [P₂O₅] （現物）</td><td>1.0%以上</td></tr> <tr> <td>⑦ アルカリ分（現物）</td><td>15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）</td></tr> </table>	① 有機物の含有率（乾物）	35%以上	② 炭素窒素比 [C/N比]	20以下	③ pH	8.5以下	④ 水分	50%以下	⑤ 窒素全量 [N] （現物）	0.8%以上	⑥ リン酸全量 [P ₂ O ₅] （現物）	1.0%以上	⑦ アルカリ分（現物）	15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）				
① 有機物の含有率（乾物）	35%以上																		
② 炭素窒素比 [C/N比]	20以下																		
③ pH	8.5以下																		
④ 水分	50%以下																		
⑤ 窒素全量 [N] （現物）	0.8%以上																		
⑥ リン酸全量 [P ₂ O ₅] （現物）	1.0%以上																		
⑦ アルカリ分（現物）	15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）																		

- （備考） 1 「下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合を含む。
 2 肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条及び第 25 条ただし書の規定に基づく「普通肥料の公定規格」（昭和 61 年農林水産省告示第 284 号）に適合するもの。

【道路照明】

品目名	判断の基準等
LED 道路照明	【判断の基準】 LED を用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア 標準皮相電力が表 1 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ 演色性は平均演色評価数 Ra が 60 以上であること。 ウ LED モジュール及び LED モジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ 60,000 時間以上であること。 ② トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア 標準皮相電力が表 2 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ 演色性は平均演色評価数 Ra が 60 以上であること。 ウ LED モジュール及び LED モジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ 90,000 時間以上であること。 ③ トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア 標準皮相電力が表 3 に示された種別ごとの値以下であること。 イ 演色性は平均演色評価数 Ra が 60 以上であること。 ウ LED モジュール及び LED モジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ 75,000 時間以上であること。

- （備考） 1 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測定方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法―第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式の LED モジュールの寿命及び同一形式の LED モジュール用制御装置の寿命の残存率が 50%となる時間の平均値をいう。
- なお、「LED モジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させた LED モジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値（LED モジュールの規定光束）の 80%未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LED モジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LED モジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表1 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ			標準皮相電力
連続照明	a	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り		125 VA
	b	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し		
	c	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り		180 VA
	d	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し		
	e	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 高規格		175 VA
	f	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り		95 VA
	g	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し		
	h	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り		125 VA
	i	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し		
	j	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 高規格		120 VA
	k	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道有り		70 VA
	ℓ	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道無し		
歩道照明	—	平均路面照度 5 lx		20 VA
	—	平均路面照度 10 lx		40 VA
局部照明	m	十字路 (2車線×2車線) 20 lx		160 VA
	n	十字路 (2車線×2車線) 15 lx		125 VA
	o	十字路 (2車線×2車線) 10 lx		95 VA
	p	十字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	q	十字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	q'	十字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
	r	十字路 (4車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	s	十字路 (4車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	t	十字路 (6車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	u	十字路 (6車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 20 lx		95 VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 15 lx		70 VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 10 lx		70 VA
	—	T字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	—	T字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	—	T字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
	—	Y字路 (4車線×2車線) 20 lx		125 VA
	—	Y字路 (4車線×2車線) 15 lx		95 VA
	—	Y字路 (4車線×2車線) 10 lx		70 VA
	v	歩行者の背景を照明する方式 20 lx		180 VA
	—	歩行者の背景を照明する方式 10 lx		95 VA
	w	歩行者の自身を照明する方式 20 lx		180 VA
	—	歩行者の自身を照明する方式 10 lx		95 VA

(備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成 27 年 3 月 国土交通省）」による。

2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

3 電球色 LED を用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の 1.2 倍の値を標準とする。

表2 トンネル照明器具（基本照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道等 車道幅員 6～7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度 40(km/h) 2 車線 0.75(cd/m ²) 千鳥	40 VA
	z (1/2 低減)	設計速度 50(km/h) 2 車線 0.95(cd/m ²) 千鳥	50 VA
	bb (1/2 低減)	設計速度 60(km/h) 2 車線 1.15(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	x	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	y	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 向合せ	40 VA
	z	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 向合せ	50 VA
	bb	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 千鳥	95 VA
高速自動車国道等	cc	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 向合せ	65 VA
	dd	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	ee	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 向合せ	65 VA
	ff	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 千鳥	125 VA
	gg	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 向合せ	95 VA

- (備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成 27 年 3 月 国土交通省）」による。
2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表3 トンネル照明器具（入口照明）の標準皮相電力

種 別	標準皮相電力
NH 70W 相当	50 VA
NH 110W 相当	75 VA
NH 150W 相当	105 VA
NH 180W 相当	160 VA
NH 220W 相当	205 VA
NH 270W 相当	250 VA
NH 360W 相当	290 VA

- (備考) 「種別」は高圧ナトリウムランプ相当の LED トンネル照明器具を指す。

【中央分離帯ブロック】

品目名	判断の基準等
再生プラスチック製中央分離帯ブロック	【判断の基準】 再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されていること。 【配慮事項】 ① 撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。 ② 製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。

- (備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
2 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401（再生プラスチック製中央分離帯ブロック）に適合する資材は、本基準を満たす。

【タイル】

品目名	判断の基準等										
セラミックタイル	【判断の基準】 ① 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。 ② 再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③ 再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉碎したものにおいて、「広島市再生資材使用指針」に基づく土壌の汚染に係る環境基準等を満たすこと。 【配慮事項】 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。 別表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土、無機珪砂（キラ） 鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑 石炭灰、廃プラスチック、建材廃材、廃ゴム 廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。） 製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥 石材屑</td><td>前処理方法によらず対象</td></tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td><td>熔融スラグ化</td></tr> <tr> <td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td></tr> <tr> <td>上水道汚泥、湖沼等の汚泥</td><td>前処理方法によらず対象</td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土、無機珪砂（キラ） 鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑 石炭灰、廃プラスチック、建材廃材、廃ゴム 廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。） 製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥 石材屑	前処理方法によらず対象	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥、湖沼等の汚泥	前処理方法によらず対象
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法										
採石及び窯業廃土、無機珪砂（キラ） 鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑 石炭灰、廃プラスチック、建材廃材、廃ゴム 廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。） 製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥 石材屑	前処理方法によらず対象										
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化										
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化										
上水道汚泥、湖沼等の汚泥	前処理方法によらず対象										

【建具】

品目名	判断の基準等
断熱サッシ・ドア	【判断の基準】 建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ① 複層ガラスを用いたサッシであること。 ② 二重サッシであること。 ③ 断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。 【配慮事項】 ① サッシの枠、障子の枠及びそれに使用されるガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。 ② エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 21 条第 2 号及び第 3 号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。

（備考） 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成 26 年経済産業省告示第 234 号）、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成 26 年経済産業省告示第 235 号）による。

【製材等】

品目名	判断の基準等
製材	【判断の基準】 ① 間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ② 上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。
集成材	【判断の基準】 ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が 10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ② 上記①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③ 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。 【配慮事項】 ① 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。 ② 木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。
合板	
単板積層材	
直交集成板	

(備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。

2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 18 日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年 1 回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

【フローリング】

品目名	判断の基準等
フローリング	【判断の基準】 ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ② 上記①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③ 基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ④ 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。 【配慮事項】 ① 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材（基材に木材を使用しない場合に限る。）である原木は除く。 ② 木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。

- (備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。
- ア 基材に木材を使用したものにあつては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 18 日)」に準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- イ 上記ア以外の物品にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
- ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年 1 回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 5 判断の基準③にある「基材に木材を使用した場合」及び、配慮事項①にある「（基材に木材を使用しない場合に限る。）」、備考 4 のアにある「基材に木材を使用したもの」の木材とはクリーンウッド法の対象となるものを示す。

【再生木質ボード】

品目名	判断の基準等
パーティクルボード 繊維板	【判断の基準】 ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が 50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が 20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。 ② 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③ 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。 【配慮事項】 ① 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源、間伐材である原木は除く。 ② 木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。
木質系セメント板	【判断の基準】 ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が 50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が 20%以下の接着剤、混和剤等（木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。 ② 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③ 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。 【配慮事項】 ① 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源である原木は除く。 ② 木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。

（備考） 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。

2 パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 18 日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

3 木質セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。また、国等が調

- 達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 4 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908 及び A 5905 で規定される F☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

【木材・プラスチック複合材製品】

品目名	判断の基準等
木材・プラスチック再生複合材製品	【判断の基準】 ① リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で 60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ② 原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が 100%であること。 ③ 重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。 ④ 製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。 【配慮事項】 撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。

- (備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準①②及び③については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。
- 3 判断の基準①③及び④については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60, R70, R80 及び R90 は本基準を満たす。

【ビニル系床材】

品目名	判断の基準等
ビニル系床材	【判断の基準】 再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で 15%以上使用されていること。 【配慮事項】 工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。

- (備考) JIS A 5705 (ビニル系床材) に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

【断熱材】

品目名	判断の基準等
断熱材	【判断の基準】 建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ① フロン類が使用されていないこと。 ② 再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 【配慮事項】 押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材、ロックウール断熱材、硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種及び硬質ウレタンフォーム断熱材 3 種については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。

- (備考) 1 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 2 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 270 号）による。
- 3 「硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種」、「硬質ウレタンフォーム断熱材 3 種」とは、それぞれ JIS A 9521 に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が 2 種のもの、3 種のものをいう。

【照明機器】

品目名	判断の基準等
照明制御システム	【判断の基準】 連続調光可能な LED 照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置から成るもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。

【変圧器】

品目名	判断の基準等
変圧器	【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。 【配慮事項】 運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

- (備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
- ア 絶縁材料としてガスを使用するもの
 - イ H 種絶縁材料を使用するもの
 - ウ スコット結線変圧器
 - エ 3 以上の巻線を有するもの
 - オ 柱上変圧器
 - カ 単相変圧器であって定格容量が 5 kVA 以下のもの又は 500kVA を超えるもの
 - キ 三相変圧器であって定格容量が 10kVA 以下のもの又は 2000kVA を超えるもの
 - ク 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
 - ケ 定格二次電圧が 100V 未満のもの又は 600V を超えるもの
 - コ 風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

変圧器の種別	区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
	相数	定格周波数	定格容量	
油圧変圧器	単相	50Hz		$E=11.2S^{0.732}$
		60Hz		$E=11.1S^{0.725}$
	三相	50Hz	500kVA 以下	$E=16.6S^{0.696}$
			500kVA 超	$E=11.1S^{0.809}$
		60Hz	500kVA 以下	$E=17.3S^{0.678}$
			500kVA 超	$E=11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単相	50Hz		$E=16.9S^{0.674}$
		60Hz		$E=15.2S^{0.691}$
	三相	50Hz	500kVA 以下	$E=23.9S^{0.659}$
			500kVA 超	$E=22.7S^{0.718}$
		60Hz	500kVA 以下	$E=22.3S^{0.674}$
			500kVA 超	$E=19.4S^{0.737}$

- (備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
 3 E 及び S は、次の数値を表すものとする。
 E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : W)
 S : 定格容量 (単位 : kVA)
 4 表の規定は、JIS C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 1500 及び 1501 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10 (モールド変圧器にあっては 1.05) を乗じた式として取り扱うものとする。
 5 エネルギー消費効率については、JIS C 4304 「7.4 エネルギー消費効率」及び JIS C 4306 「7.4 エネルギー消費効率」による。

【空調用機器】

品目名	判断の基準等
吸収冷温水機	【判断の基準】 ① 冷房の成績係数が表 1 に示された区分の数値以上であること。 ② 冷房の期間成績係数が表 2 に示された区分の数値以上であること。
氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 ① 氷蓄熱槽を有していること。 ② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③ 冷房の成績係数が別表 3 に示された区分の数値以上であること。
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ① 期間成績係数が表 3 に示された区分の数値以上であること。 ② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
送風機	【判断の基準】 プレミアム効率のモータが使用されていること。
ポンプ	【判断の基準】 プレミアム効率のモータが使用されていること。

- (備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍機能が 105kW 以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。
 2 吸収冷温水機の成績係数及び期間成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表 1 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が 352kW 未満	1.20

表 2 冷房の期間成績係数

区 分	期間成績係数
冷凍能力が 352kW 以上	1.45

- 3 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショ

- ナーをいう。
- 4 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。
- 5 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。
- ① 氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW} \cdot \text{h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW} \cdot \text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW} \cdot \text{h)}}$$

- ② 氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー
- $$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$
- 6 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表 1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷却蓄熱	—	—	25	—

- 8 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 9 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表 2 に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表 2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

- 10 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表 2 に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 12 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した後、別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 13 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表 3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

- 14 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が 28kW 以上のものとする。
- 15 期間成績係数 (APFP) の算出方法は、JIS B 8627 による。

表 3 期間成績係数

区 分	期間成績係数 (APFp)
冷房能力が 28kW 以上 35.5kW 未満	1.22 以上
冷房能力が 35.5kW 以上 45kW 未満	1.37 以上
冷房能力が 45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上
冷房能力が 56kW 以上	1.70 以上

- 16 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機—低圧トップランナーモータ）で規定される低圧トップランナーモータとする。
- 17 送風機の適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。
- 18 ポンプの適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

【配管材】

品目名	判断の基準等
排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	【判断の基準】 排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が表に示された区分の数値以上であること。 【配慮事項】 製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。

- (備考) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。
- 2 「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、JIS K 9798 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」、AS 58 で規定される「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準による。
- 3 「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合をいう。
- 4 「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797 の 3. a)4)、JIS K 9798 の 3. a)4)及び AS 58 の 3.1 による。

表 リサイクル材料使用率

管の区分	管の種類	使用率
三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%
	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	30%
単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%

【衛生器具】

品目名	判断の基準等
自動水栓	【判断の基準】 ①自動水栓（自己発電機構付）にあつては、次の要件を満たすこと。 ア．電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は 2 秒以内であること。 イ．水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が 5L/分以下であること。 ウ．単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。 ②自動水栓（AC100V タイプ・乾電池式）にあつては、次の要件を満たすこと。 ア．電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水ま

	での時間は2秒以内であること。 イ. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が 5L/分以下であること。
自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 洗浄水量が 4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
大便器	【判断の基準】 洗浄水量が 6.5L/回以下であること。

- (備考)
- 1 自動水栓の判断の基準は、トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とする。
 - 2 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。
 - 3 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061 の定量止水性能試験に準ずるものとする。
 - 4 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。
 - 5 大便器のうち、高座面形及び和風便器は、対象外とする。
 - 6 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。

【コンクリート用型枠】

【再生材等】再生材等

品目名	判断の基準等			
再生材料を使用した型枠	【判断の基準】 再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で 50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 別表 <table><tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td></tr><tr><td>古紙パルプ</td></tr></table> 【配慮事項】 ① 再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。 ② 製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。	再生材料の原料となるものの分類区分	廃プラスチック	古紙パルプ
再生材料の原料となるものの分類区分				
廃プラスチック				
古紙パルプ				

- (備考)
- 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
 - 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

品目名	判断の基準等
合板型枠	【判断の基準】 ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ② ①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 ① 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林

	地残材、小径木等の再生資源、間伐材は除く。 ② 木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。
--	---

(備考) 1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3ア及びイに示す内容が表示されていることを確認すること。

3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月18日）」に準拠したものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ア 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク

イ 認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては、木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア及びイを板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。

表3 建設機械

品目名

排出ガス対策型建設機械

判断の基準等

【判断の基準】

別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。

別表1 トンネル工事用建設機械

機 種	摘 要
バックホウ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下、大型ブレーカを装着したものを含む。
ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

別表2 一般工事用建設機械

機 種	摘 要
バックホウ	ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下

第2次基準値

出力区分 \ 対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)
8kW 以上 19kW 未満	1.5	9	5	0.8	40
19kW 以上 37kW 未満	1.5	8	5	0.8	40
37kW 以上 75kW 未満	1.3	7	5	0.4	40
75kW 以上 130kW 未満	1	6	5	0.3	40
130kW 以上 560kW 以下	1	6	3.5	0.2	40

1 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）による。

2 トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の 1/5 以下とする。

別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準値又はこれより優れるものであること。

別表3 トンネル工事用建設機械

機 種	摘 要
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 260kW 以下 (40.8PS 以上 353PS 以下)
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 260kW 以下 (40.8PS 以上 353PS 以下)

別表 4 一般工事用建設機械					
機 種		摘 要			
発動発電機		ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下 (10.2PS 以上 353PS 以下)、可搬式(溶接兼用機を含む。)			
空気圧縮機		ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下 (10.2PS 以上 353PS 以下)、可搬式			
油圧ユニット		ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下 (10.2PS 以上 353PS 以下)、基礎工事用機械で独立したもの			
ローラ		ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下 (10.2PS 以上 353PS 以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ			
ホイールクレーン		ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下 (10.2PS 以上 353PS 以下)、ラフテレーンクレーン			
第 1 次基準値					
対象物質 (単位) 出力区分		HC (g/kW・h)	Nox (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5kW 以上 15kW 未満		2.4	12.4	5.7	50
15kW 以上 30kW 未満		1.9	10.5	5.7	50
30kW 以上 272kW 以下		1.3	9.2	5	50
1 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)による。					
2 トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の 1/5 以下とする。					

(備考) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

品目名	判断の基準等		
低騒音型建設機械	【判断の基準】 建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。		
	別表		
	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
	ブルドーザ	$P < 55$	102
		$55 \leq P < 103$	105
		$103 \leq P$	105
	バックホウ	$P < 55$	99
		$55 \leq P < 103$	104
		$103 \leq P < 206$	106
		$206 \leq P$	106
	ドラグライン クラムシェル	$P < 55$	100
		$55 \leq P < 103$	104
		$103 \leq P < 206$	107
		$206 \leq P$	107
	トラクターショベル	$P < 55$	102
		$55 \leq P < 103$	104
		$103 \leq P$	107
	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	$P < 55$	100
		$55 \leq P < 103$	103
		$103 \leq P < 206$	107
		$206 \leq P$	107
	バイブロハンマー		107
	油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	$P < 55$	98
		$55 \leq P < 103$	102
		$103 \leq P$	104
	アースオーガー	$P < 55$	100
		$55 \leq P < 103$	104
		$103 \leq P$	107
	オールケーシング掘削機	$P < 55$	100
		$55 \leq P < 103$	104
		$103 \leq P < 206$	105
		$206 \leq P$	107
	アースドリル	$P < 55$	100
		$55 \leq P < 103$	104
		$103 \leq P$	107
	さく岩機 (コンクリートブレーカー)		106
	ロードローラ タイヤローラ 振動ローラ	$P < 55$	101
		$55 \leq P$	104
	コンクリートポンプ (車)	$P < 55$	100
		$55 \leq P < 103$	103
		$103 \leq P$	107
	コンクリート圧砕機	$P < 55$	99
		$55 \leq P < 103$	103
		$103 \leq P < 206$	106
		$206 \leq P$	107
	アスファルトフィニッシャー	$P < 55$	101
		$55 \leq P < 103$	105
		$103 \leq P$	107
	コンクリートカッター		106
	空気圧縮機	$P < 55$	101
		$55 \leq P$	105
	発動発電機	$P < 55$	98
		$55 \leq P$	102

表4 工法

【建設発生土有効利用工法】

品目名	判断の基準等
低品質土有効利用工法	【判断の基準】 施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。

【建設汚泥再生処理工法】

品目名	判断の基準等
建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 ① 施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ② 重金属等有害物質の含有及び溶出については、「広島市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」に基づく土壌の汚染に係る環境基準等を満たすこと。

【コンクリート塊再生処理工法】

品目名	判断の基準等
コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

【舗装（表層）】

品目名	判断の基準等
路上表層再生工法	【判断の基準】 既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。

（備考） アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路において使用するものとする。

【舗装（路盤）】

品目名	判断の基準等
路上再生路盤工法	【判断の基準】 既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。

（備考） アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路において使用するものとする。

【法面緑化工法】

品目名	判断の基準等
伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材や建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で 70%以上を占めること。

【山留め工法】

品目名	判断の基準等
泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	【判断の基準】 セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できるものであること。

（備考） 本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

表5 目的物

【舗装】

品目名	判断の基準等
排水性舗装	【判断の基準】 雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。
透水性舗装	【判断の基準】 雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。

(備考) 1 排水性舗装については、道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

2 透水性舗装については、雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

【屋上緑化】

品目名	判断の基準等
屋上緑化	【判断の基準】 ① 植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ② ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 【配慮事項】 ① 屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ② 灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。

(備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

2 購入目標の算定基準

今後、使用実績の把握方法の検討を進める中で、算定基準の立て方について、検討する。

なお、使用実績の把握方法の参考とするため、試行的に下表に掲げる内容により、使用実績を集計する。

品 目 名	総 数	適合物品数	集計単位
再生加熱アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物の全量	判断の基準に適合する再生加熱アスファルト混合物の量	m ³

(備考) 1 入力時点は工事完成時期とし、使用量を入力する。

2 使用した資材のうち、判断の基準に適合する資材等がない場合も総数には数量を入力する。

3 購入目標

公共工事の中で、この「公共工事に係る判断の基準等」に掲げられた品目を使用する場合は、原則として、判断の基準に適合するものの使用に努める。